

匝瑳市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について

1 背景について

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、「子ども・子育て支援新制度」が創設されました。

新制度では、国の基準（厚生労働省令）を踏まえて、市町村が家庭的保育事業等（地域型保育事業）の設備及び運営について、条例で基準を定めることと規定されたことに伴い条例を制定するもので、新制度の施行が平成27年度からとなることから、平成26年度中に条例（匝瑳市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例）を制定する必要があります。

2 条例制定について

（1）条例の趣旨及び目的

「匝瑳市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」は、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、匝瑳市の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるもので、この条例で定める基準は、乳幼児が、明るく衛生的な環境において、素養があり適切な訓練を受けた職員から保育の提供を受けることにより、心身ともに健やかに育成されることを目指すもので、家庭的保育等事業者は当該基準を遵守する必要があります。

（2）「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」について

条例の制定にあたっては、国の基準「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）」に従い定めることになり、同基準では「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に区分され、定義及び内容は以下のとおりとなります。

ア 「従うべき基準」

市町村が条例を定める上で必ず適合しなければならない基準で、これを下回る内容を定めることはできないが、地域の実情に応じて、これを上回る内容を定めることは許容されるもの。

イ 「参酌すべき基準」

市町村が条例を定める上で参考にすべき基準で、十分に検討した結果であれば、地域の実情に応じて、これと異なる内容を定めることが許容されるもの。

3 家庭的保育事業等について

子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等は、原則として満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象とした事業で、その定員数や保育の実施場所等により、次の4類型に区分されます。

区 分	概 要
家庭的保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭的な雰囲気の中で、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施する事業 ○家庭的保育者の居宅その他様々なスペースで行う。 ○定員：5人以下
小規模保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ○定員6人～19人までの小規模な保育施設で保育を実施する事業 ○職員の配置基準等に応じて、次の3類型により実施 <ul style="list-style-type: none"> ①小規模保育事業A型（定員6人以上19人以下） 保育担当：保育士 ②小規模保育事業B型（定員6人以上19人以下） 保育担当：保育士・保育従事者（保育士1／2以上） ③小規模保育事業C型（定員6人以上10人以下） 保育担当：家庭的保育者
居宅訪問型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ○保育を必要とする子の居宅等において、1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施する事業
事業所内保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ○企業等が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施する事業 ○地域において保育を必要とする子にも保育を提供する。 ※利用定員に応じ、国の定める基準（省令）と同様に地域枠を設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・保育所型事業所内保育事業（定員20人以上） ・小規模型事業所内保育事業（定員19人以下）

4 匝瑳市の基準案について

匝瑳市の基準案については、次のとおりです。

国の基準「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」と、それに対応する匝瑳市の基準案の内容は、一部を除き、国の基準どおりとしています。

【家庭的保育事業】

項目	国の基準の内容	従参区分	匝瑳市の基準案	基準に対する匝瑳市の考え方
職員	○家庭的保育者 ※市長が行う研修等を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者 ○家庭的保育補助者 ※市長が行う研修等を修了した者	従う	国の基準どおり	匝瑳市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。
職員数	○家庭的保育者1人につき乳幼児3人以下 ※家庭的保育補助者を置く場合は、5人以下	従う	国の基準どおり	同上
設備・面積	保育室等 ○保育を行う専用の部屋 9.9㎡以上 ※3人を超えて保育を行う場合は、乳幼児1人につき3.3㎡を加えた面積が必要	参酌	国の基準どおり	同上
	屋外遊戯場 ○同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭 ○2歳以上 1人につき3.3㎡以上 ※付近の代替地可			
給食	方法 ○自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可 ※経過措置あり	従う	国の基準どおり ※一部を除く	匝瑳市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。 ※ただし、本市は離島等により給食搬入施設の確保が著しく困難な地域ではないため、給食搬入施設のうち、小中学校共同調理場については削除する。
	設備 ○調理設備			
	職員 ○調理員 ※調理業務を全部委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要			

項目	国の基準の内容	従参区分	匝瑳市の基準案	基準に対する匝瑳市の考え方
連携施設	○次の事項の協力を行う連携施設の確保が必要 ①集団保育の体験 ②代替保育の提供 ③卒園後の受皿 ※経過措置あり	従う	国の基準どおり ※一部を除く	匝瑳市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。 ※ただし、本市は離島等により連携施設の確保が著しく困難な地域ではないため、連携施設確保の例外規定は削除する。
嘱託医	○嘱託医	従う	国の基準どおり	匝瑳市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。

【小規模保育事業（A・B・C型）】

項目	国の基準の内容			従参区分	匝瑳市の基準案	基準に対する匝瑳市の考え方
	A型	B型	C型			
職員	○保育士	○保育従事者（保育士、市長が行う研修等を修了した者） ※保育士の割合1/2以上	○家庭的保育者 ○家庭的保育補助者	従う	国の基準どおり	匝瑳市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。
職員数	○0歳児3人につき1人 ○1～2歳児6人につき1人 ※上記職員数の合計に1人追加配置		○乳幼児3人につき1人 ※家庭的保育補助者を置く場合は5人につき1人	従う	国の基準どおり	同上

項目	国の基準の内容			従参 区分	匝瑳市の 基準案	基準に対する 匝瑳市の考え方
	A型	B型	C型			
設備 ・ 面積	保 育 室等	○乳児室／ほふく室 1につき人3.3㎡以上 (0～1歳)		参酌	国の基準 どおり	匝瑳市の実情に、国の基 準と異なる内容を定め る特別な事情や特性は ないことから、国の基準 どおりとする。
		○保育室／遊戯室 1人につき1.98㎡以上 (2歳以上)	○保育室／ 遊戯室 1人につ き3.3㎡以 上(2歳以 上)			
	屋 外 遊 戯 場	○2歳以上 1人につき3.3㎡以上 ※付近の代替地可				
給食	方法	○自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等から の搬入可。 ※経過措置あり		従う	国の基準 どおり ※一部を 除く	匝瑳市の実情に、国の基 準と異なる内容を定め る特別な事情や特性は ないことから、国の基準 どおりとする。 ※ただし、本市は離島等 により給食搬入施設 の確保が著しく困難 な地域ではないため、 給食搬入施設のうち、 小中学校共同調理場 については削除する。
	設備	○調理設備				
	職員	○調理員 ※調理業務を全部委託し、連携施設等から 搬入する場合は不要。				
連携施設	○次の事項の協力を行う連携施設の確保が 必要 ①集団保育の体験 ②代替保育の提供 ③卒園後の受皿 ※経過措置あり		従う	国の基準 どおり ※一部を 除く	匝瑳市の実情に、国の基 準と異なる内容を定め る特別な事情や特性は ないことから、国の基準 どおりとする。 ※ただし、本市は離島等 により連携施設の確 保が著しく困難な地 域ではないため、連携 施設確保の例外規定 は削除する。	
嘱託医	○嘱託医		従う	国の基準 どおり	匝瑳市の実情に、国の基 準と異なる内容を定め る特別な事情や特性は ないことから、国の基準 どおりとする。	

【居宅訪問型保育事業】

項目	国の基準の内容	従参区分	匝瑳市の基準案	基準に対する匝瑳市の考え方
保育の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 ○特定教育・保育施設等の確認辞退等により、当該施設に在園できなくなった乳幼児に対する保育 ○利用調整の結果、希望する特定教育・保育施設等に入園できなかった乳幼児に対する保育 ○母子家庭等の保護者が、夜間・深夜勤務に従事する間の乳幼児に対する保育 ○離島等により他の家庭的保育事業等の確保が困難である場合の保育 	従う	国の基準どおり ※一部を除く	匝瑳市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。 ※ただし、本市は離島等により他の家庭的保育事業等の確保が困難な地域ではないため、当該規定は削除する。
職員	○家庭的保育者	従う	国の基準どおり	匝瑳市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。
職員数	○家庭的保育者1人につき乳幼児1人	従う	国の基準どおり	同上
連携施設	○障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合は、連携する障害児入所支援施設等を適切に確保しなければならない。	従う	国の基準どおり ※一部を除く	匝瑳市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。 ※ただし、本市は離島等により連携施設の確保が著しく困難な地域ではないため、連携施設確保の例外規定は削除する。

【事業所内保育事業】

○保育所型事業所内保育事業（利用定員20人以上）

項目		国の基準の内容		従参 区分	匝瑳市の 基準案	基準に対する 匝瑳市の考え方
職員		○保育士		従う	国の基準 どおり	匝瑳市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。
職員数		○0歳児3人につき1人 ○1～2歳児6人につき1人		従う	国の基準 どおり	同上
設備 ・ 面積	保 育 室等	0～1歳	○乳児室 1人につき1.65㎡以上 ○ほふく室 1人につき3.3㎡以上	参酌	国の基準 どおり	同上
		2歳以上	○保育室/遊戯室 1人につき1.98㎡以上			
	屋 外 遊 戯 場	○2歳以上 1人につき3.3㎡以上 ※付近の代替地可				
給食	方法	○自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。		従う	国の基準 どおり ※一部を 除く	匝瑳市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。 ※ただし、本市は離島等により給食搬入施設の確保が著しく困難な地域ではないため、給食搬入施設のうち、小中学校共同調理場については削除する。
	設備	○調理室 ※保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に付属して設置する炊事場を含む。				
	職員	○調理員 ※調理業務を全部委託する場合又は連携施設等から搬入する場合は不要。				

項目	国の基準の内容	従参区分	匝瑳市の基準案	基準に対する匝瑳市の考え方
連携施設	<p>○次の事項の協力を行う連携施設の確保が必要</p> <p>①集団保育の体験</p> <p>②代替保育の提供</p> <p>③卒園後の受皿</p> <p>※ただし、①②については連携施設を確保しないことができる。</p> <p>※経過措置あり</p>	従う	<p>国の基準どおり</p> <p>※一部を除く</p>	<p>匝瑳市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。</p> <p>※ただし、本市は離島等により連携施設の確保が著しく困難な地域ではないため、連携施設確保の例外規定は削除する。</p>
嘱託医	○嘱託医	従う	国の基準どおり	<p>匝瑳市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。</p>

○小規模型事業所内保育事業（利用定員19人以下）

項目		国の基準の内容		従参区分	匝瑳市の基準案	基準に対する匝瑳市の考え方
職員		○保育従事者 ※保育士の割合は1/2以上		従う	国の基準どおり	匝瑳市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。
職員数		○0歳児3人につき1人 ○1～2歳児6人につき1人 ※上記により算定した職員数の合計に1人追加配置する。		従う	国の基準どおり	同上
設備・面積	保育室等	0～1歳	○乳児室/ほふく室 1人につき3.3㎡以上	従う	国の基準どおり	同上
		2歳以上	○保育室/遊戯室 1人につき1.98㎡以上			
	屋外遊戯場	○2歳以上 1人につき3.3㎡以上 ※付近の代替地可				
給食	方法	○自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。		従う	国の基準どおり ※一部を除く	匝瑳市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。 ※ただし、本市は離島等により給食搬入施設の確保が著しく困難な地域ではないため、給食搬入施設のうち、小中学校共同調理場については削除する。
	設備	○調理室 ※保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に付属して設置する炊事場を含む。				
	職員	○調理員 ※調理業務を全部委託する場合又は連携施設等から搬入する場合は不要。				

項目	国の基準の内容	従参区分	匝瑳市の基準案	基準に対する匝瑳市の考え方
連携施設	<p>○次の事項の協力を行う連携施設の確保が必要</p> <p>①集団保育の体験</p> <p>②代替保育の提供</p> <p>③卒園後の受皿</p> <p>※経過措置あり</p>	従う	<p>国の基準どおり</p> <p>※一部を除く</p>	<p>匝瑳市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。</p> <p>※ただし、本市は離島等により連携施設の確保が著しく困難な地域ではないため、連携施設確保の例外規定は削除する。</p>
嘱託医	○嘱託医	従う	国の基準どおり	<p>匝瑳市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。</p>